

国民年金保険料の免除について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」の申請をお勧めします。

令和2年度の免除申請の受け付けは7月1日から開始され、令和2年7月から令和3年6月までが対象期間となります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納め忘れた状態で、障がいや死亡など不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので注意してください。

申請は町民サービス課保険年金係で受け付けています。

問合先●釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

後期高齢者医療制度のお知らせ

■7月に保険料額をお知らせします

令和2年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

- ・令和2年度の保険料の上限額は、64万円です。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

■保険証が新しくなります

現在使用している保険証(だいだい色)の有効期限は令和2年7月31日です。7月中に新しい保険証(水色)を郵送します。

■減額認定証・限度証も新しくなります

保険証と同様、現在使用している減額認定証・限度証(黄緑色)の有効期限は令和2年7月31日です。7月中に新しい減額認定証・限度証(黄色)を郵送します。新たに必要となる方は問い合わせください。

問合先●町民サービス課保険年金係 内線(523)

- 白糠町役場 ☎ 01547-2-2171
- 庶路支所 ☎ 01547-5-2030

国民健康保険被保険者証の更新について

■国民健康保険被保険者証の更新を行います

保険証の更新については郵送で行います。保険証の発送は7月10日(金)を予定しています。

保険証は世帯分まとめて発送しますので、届きましたら確認の上、現在お持ちの保険証と交換してください。また、70歳以上の方に交付される保険証は高齢受給者証と一体化されており、1枚の証となりますので注意してください。

なお、令和元年中の所得申告が済んでいない方や、国民健康保険税に未納があり納付相談が必要な方には、保険証の郵送を行わない場合がありますので、町民サービス課窓口で更新を行ってください。

■こんなときは届け出を

就学のため学校が所在する市町村に住民登録している家族がいる場合は届け出が必要です。印鑑と在学証明書を持参の上、町民サービス課窓口までお越しください。

また、他の健康保険に加入したときや、職場の健康保険から脱退したときなどは、保険証と印鑑、加入日や脱退日が確認できる書類を持参し、変更の手続きをしてください。

■国保に係る各種認定証を交付しています

国民健康保険の被保険者の方は、医療機関での負担が高額となった場合、支払いが個別の限度額までとなる「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。入院等で高額な医療費の支払いが見込まれる方は、保険証等を持参し町民サービス課窓口で手続きを行ってください。

問合先●町民サービス課保険年金係 内線(523)

広告

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎 給付金について

無料個別相談会

日程・会場

7/30 (木) 釧路市生涯学習センター
7/31 (金) 学習室703

対象者

昭和16年7月2日～
昭和63年1月27日生まれ

※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金 50万円～
3,600万円

※病態に応じて給付金等の内容が異なります

弁護士費用 着手金・相談料 無料
成功報酬制
※訴訟実費別途

完全予約制 ☎

0120-013-621
(ご予約受付時間)
平日 9:00~18:00
個別面談なので、他の方と顔を
合わすことはありません。

弁護士法人 弁護士 梶野亨「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシヤス総合法律会計事務所

東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A【営業時間】平日 9:00~18:00
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/

無料電話相談も
同時受付中! お気軽にお電話ください